

入札心得

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）又は委託契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、飯綱町財務規則第107条第1項各号のいずれかに該当する場合は、これを納めないことができる。

(入札方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入のうえ、これを入札日時までに入札場所に提出しなければならない。

- 2 この入札書は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。
- 3 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を提出しなければならない。
- 4 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。
- 5 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第3条の3 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(経営事項審査結果通知書)

第3条の4 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直接の営業年度終了の日の経営事項審査（以下「審査」という。）結果の通知を受けていなければならない。

- 2 前項の審査結果の通知を受けていないときは、入札を辞退しなければならない。
- 3 第11条第1項ただし書については、第1項の契約予定日は、本契約予定日とする。

(入札のとりやめ等)

第4条 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人物が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札終了後、直ちに入札参加者立会いにより行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

って著しく不相当であると認められるとき。

- 2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、町長の行う調査に協力するものとする。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 5 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（再度入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。再度の入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定により最終回の最低入札者との随意契約とする。

（入札保証金の処理）

第9条 入札保証金は、落札者が決定したとき、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

（契約保証金の納付）

第10条 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。

- （1）保証金の納付
- （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- （4）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- （5）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- （1）契約金額が50万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- （2）当初設計金額が50万円以上500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、

種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと認めたとき。

- 3 契約人が契約を履行しないときは、契約額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により、落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5,000万円以上の工事については、5日以内に飯綱町議会の議決を経られない場合は仮契約とする。

- 2 前項ただし書の工事については、飯綱町議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。
- 3 契約に要する費用は、契約人の負担とする。

(工事等の着手)

第12条 契約人は、契約（本契約）締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置等)

第13条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

- 2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で報告しなければならない。

(一括委任等の禁止)

第14条 契約者は、契約の履行に当たり、元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、その全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項における「実質的関与」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な確保をするための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいい、単に現場に技術者だけを置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒久的な雇用関係を有する的確な技術者が置かれなければならない場合には「実質的に関与」しているとはいえない。

別紙

入 札 辞 退 届

年 月 日

飯網町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊦

下記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

工事（事業）名	
工事（事業）箇所	

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

2 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している。